評価対象事務事業名	地域安全活動支援事業	所管課	生活安全課
-----------	------------	-----	-------

項目		答申内容
実績状況	成果	①犯罪発生件数は、新型コロナウイルス感染症による外出制限等により、全体の約3分の1を占めている自転車盗難被害が減少したことで一時的に減少した。しかし、令和4年度にはコロナ禍からの回復とあわせ、前年度より犯罪発生件数は増加しており、自転車盗難被害対策など更なる防犯対策に取り組むべきである。 ②防犯カメラや自動通話録音機の設置、青色防犯パトロールの実施は犯罪抑止に一定の効果があると認められる。ただし、防犯カメラ設置数や地域主体の青色防犯パトロールなど、安全・安心につながる地域活動には格差がある。このため、所管課には地域格差解消に向けた積極的な取組を求める。
	コスト	①令和4年度の決算額における区実施の青色防犯パトロールの委託料(約1,600万円)は、仕様書上から想定される業務量と比較すると割高である。業務内容を見直し、生み出した財源を地域のことを一番理解している地域住民が実施している防犯活動への支援や、防犯カメラ整備費助成の補助率の拡充などに配分すべきである。
		【防犯カメラについて】 ①自治町会に対する防犯カメラ整備費補助金の申請手続きは複雑であることから、簡素化を図るべきである。また、都の補助金を活用していることから、申請手続きの簡略化を都にも働きかけるべきである。 ②自治町会が設置する防犯カメラの台数を増やすためにも、整備費に関する補助金額の拡大を検討すべきである。 ③区として、区内全域の防犯カメラの設置状況を地図上などでとりまとめ、設置数が少ない地域の自治町会に対して、アプローチをするなど、所管課は地域によって設置数の差が広がらないように取り組むべきである。
今後 方向 改善	性	④自治町会が設置している防犯カメラの点検費用は負担となっており、将来的に設置が減少する要因にもなりかねないので、支援制度などを検討すべきである。 ⑤防犯カメラは、防犯パトロールと違い24時間監視であり、防犯効果が高く区民の安全・安心につながるものであるため、プライバシーに配慮しつつ、予算を確保し、設置数を増やしていくべきである。また、警察、自治町会、区が中心となり、区内全域で区の安心・安全の確保のために必要となる防犯カメラの設置場所や台数などの整備目標を定めるべきである。

⑥令和5年度の防犯カメラの整備費に関する補助金申請が95件であったのに対し、目標は123件で

|あった。目標に至っていない要因は周知不足であると考えられるため、周知を強化すべきである。

また、所管課は目標と実績の乖離の考察を丁寧に行い、目標を達成する対策を検討すべきであ

る。

取組内容

①自転車盗難被害対策など更なる防犯対策として、来年度は自転車盗難防止キャンペーンを年12回程度に拡大実施し、「二重ロック推奨のチェーン錠配布」「デザインを一新した無施錠警告札の貼付」「施錠義務周知のチラシ配布」等を行うとともに、SNS等を通じた広報で、広く区民に防犯意識の啓発活動を実施する。

②防犯活動の地域格差については、来年度「防犯講話」の回数を30回程度に拡大することで、防犯活動に 関する助成の利用が少ない団体に助成制度の紹介をする機会を増やし、防犯活動の必要性を説明してい

また、防犯カメラについては自治町会向けに「地域の防犯診断」を実施し、防犯カメラの有効性と必要性 を示すことで理解を深め、設置を促進していく。

一方、地域主体の青色防犯パトロールについては、すでに令和5年10月に自治町会と意見交換の機会を設け、「地域特性によって青色防犯パトロールの必要性は変わる」、「負担が非常に大きい」等の課題があることがわかった。今後は、地域特性に即した防犯パトロールの在り方等について、理解を深めていく。

①現在、区実施の青色防犯パトロール事業については、地域からの巡回依頼や警察からの特殊詐欺広報 依頼などを中心に事業を行っているが、今後は、さらに警察との連携を強化し、迅速な広報活動が必要な個 所などに絞った実施や巡回時間帯などの見直しを図り、効果的な事業実施に努めていく。 事業の見直しで費用も見直されるが、新たに「住まいの防犯対策助成」を新設し、個人の防犯カメラ購入も

補助できるようにする。今後も防犯対策事業を効率的かつ充実できるよう、検討を続けていく。 また、自治町会による青色防犯パトロール事業の拡大に向け、啓発活動を行っていく。

【防犯カメラについて】

①自治町会に対する防犯カメラ整備費助成の申請手続きについては、引き続き、申請書類の記載に関する 支援を継続していく。また、毎年、東京都から補助金申請に係る各種調査が行われているため、「手続きの 簡略化」について働きかけをしていく。

②現在進めている自治町会等の街頭防犯カメラ設置支援の他、今後は、個人の住宅に設置する防犯カメラの助成や、区が管理する街頭防犯カメラの設置に向けた検討を進めるなど、自助・共助・公助が連携し、防犯カメラ設置を進め、区内の防犯力を高めていく。また、これらの取組による効果などを踏まえ、自治町会等の街頭防犯カメラ設置支援の方向性について、検討を進めていく。

③現状では、自治町会ごとの設置台数、設置場所を把握しているが、今後は、GIS(地理情報システム)上で管理するなど、区全体での配置状況が簡単に把握できるように進めていく。さらに、防犯カメラの設置が少ない自治町会などに対する「地域の防犯診断」の実施や、区が管理する街頭防犯カメラの設置に向けた検討などにより、街の危険個所を明らかにした上で、自助・共助・公助が連携し、防犯カメラの設置を進めていく。

④自治町会が設置している防犯カメラの点検費用の助成については、令和2年度から実施しているが、周知が十分ではなかったため、防犯カメラの設置助成に関する周知のほか、保守点検の助成についても併せて、自治町会等への周知を行うとともに、区公式ホームページで分かりやすく周知していく。

⑤これまで街頭防犯カメラは、教育委員会が設置した通学路と都市整備部が設置している公園を除き、地域団体が設置するものに対し助成をする形で、取組を推進してきたが、今後は、地域団体が設置する街頭防犯カメラに加え、防犯上重要な地点などに区が管理する街頭防犯カメラを計画的に設置できるよう、設置目標などを含め、検討を進めていく。

⑥街頭防犯カメラ設置助成の周知については、自治町会等への周知のほか、区公式ホームページ等各種 SNSでの周知を行い、周知の強化を図っていく。また、防犯カメラの導入が必要な自治町会に対し、「地域の 防犯診断」や「防犯講話」を行うなど、対策の必要性に理解を求め、目標を達成していく。

項目	答申内容
	【個人宅向けの防犯対策について】 ①個人宅を対象とした、鍵交換費用や防犯カメラ設置費用など防犯効果が見込まれる防犯設備助成制度の新設を検討すべきである。
	②足立区では防犯カメラの貸出事業など、治安を維持する積極的な取組を実施しており、対策の参考にすべきである。
	【青色防犯パトロールについて】 ①青色防犯パトロールは、犯罪の抑止効果がある一方で、警察の業務と類似しており、区として実施する意義を明確にすべきである。
	②有償ボランティアによる担い手の確保についても検討してはどうか。
	【指標の設定について】 ①「犯罪発生件数」は限りなく少なくするのが本来の目標である。このため、成果指標は件数ではなく、対前年度比で減少させる目標を立てて、達成状況を確認すべきである。
	②区民が安全・安心に暮らすために地域安全活動を実施することから、成果指標は活動指標に準じたものも設定してはどうか。
今後の 方向性 改善	【子どもが安全・安心に暮らすための防犯対策について】 ①子ども向け防犯講話の実施や「子どもを犯罪から守るまちづくり活動推進会」との更なる連携などにより、子どもが地域で安全・安心に暮らせるような防犯対策を検討すべきである。
	【その他】 ①安全・安心情報メールでは、有用な情報を発信している一方で、登録者数は 区民(成人)の約5%のみであり、更なる情報発信のため区の公式LINEなどのSNSを積極的に活 用していくべきである。
	②自転車盗難犯罪に対しては、2重ロックが効果的であり、区民への意識啓発を図るべきである。 ③日中は高齢者のみが在宅する世帯も多いため、自動通話録音機の配付対象世帯に、高齢者と 同居をしている世帯も追加することを検討すべきである。
	④警察、自治町会、区が中心となって区民の安全・安心につながる具体的な取組の検討や成果を確認し、区内の地域安全活動を推進していくべきである。
	⑤防犯カメラの設置費助成や自動通話録音機の配布などの支援制度は十分に整備されている。 今後は、地域安全活動の担い手の発掘・育成などに対する支援へ取り組むべきである。

【個人宅向けの防犯対策について】 ①特殊詐欺被害や強盗事件等の影響から、不安を感じている区民が増えてきているため、安全で安心して |生活できるまちづくり推進のため、個人の住宅(戸建て・マンション)の防犯設備助成制度を新設していく。

|②治安維持の積極的な取り組みとして、個人宅を対象とする防犯設備助成制度を新設するとともに、防犯 上重要な地点に区が管理する街頭防犯カメラの設置に向けた基礎調査を進めていく。

【青色防犯パトロールについて】

|①高齢化等による自治町会の担い手不足により、年々、行政が行う青色防犯パトロールの必要性が高まっ ている。(23区中21区で実施)また、特殊詐欺などの犯罪発生に対応した迅速な防犯活動の実施や地域団 体の青パト活動の先導的役割など、区として実施する意義も大きい。現在、区実施の青色防犯パトロール事 業については、地域からの巡回依頼や警察からの特殊詐欺広報依頼などを中心に事業を行っているが、今 |後は、さらに警察との連携を強化し、迅速な広報活動が必要な個所などに絞った実施や巡回時間帯などの 見直しを図っていく。

②有償ボランティアによる担い手の確保について、自治町会と意見交換を行ったが、そもそも担い手不足で |あり、有償化することで解決するものではないなど、様々な意見をいただいた。引き続き、地域団体と意見交 換を進め、必要な支援策などについて検討を進めていく。

【指標の設定について】

①現状では、区内犯罪発生件数という具体的な数値を用い、毎年一定割合を減少させることとしているが、 ご指摘を踏まえ、指標の見直し時など、適宜、減少率を再検証していくことで、最適な目標設定に向けた、取 組を進めていく。

②区民の防犯対策に対する意識の変化を計画に反映していくため、成果指標に政策・施策マーケティング 調査での「防犯対策をしている区民の割合」を加えることで、現状の活動指標と合わせ、自助・共助による防 犯活動の推進につなげていく。

【子どもが安全・安心に暮らすための防犯対策について】

①子どもの防犯対策については、各防犯関係機関が集まる「地域安全活動連絡会」に区内の小中学生に参 加いただき、子ども目線の意見をもらい防犯活動に生かしている。また、教育委員会の「子どもを犯罪から」 守るまちづくり推進会」に参加してPTAの防犯事業に協力するなど、子どもを意識した取り組みを取り入れ ている。今後も、「子どもを犯罪から守るまちづくり推進会」との連携などにより、子どもが地域で安全・安心 に暮らせるための取組を行っていく。

【その他】

|①情報発信のSNS積極活用について、安全・安心情報メールで配信する犯罪情報を区公式LINEで配信で きるよう進めていく。これ以外にも、各地域団体に対する防犯講話の機会を増やし、安全・安心情報メール の重要性の理解と、普及を合わせて進めていく。

②自転車盗の発生状況は、施錠している方が約半数、していない方が約半数となっている。そこで、施錠し │ている方には、さらなる施錠(2重ロック)を推奨するとともに、していない方に対しては施錠する重要性を周 |知(施錠義務や自宅でも施錠)を図っていく。また、街頭キャンペーンの回数を増やすとともに、チェーン錠の 配布や各種広報活動などにより、自転車盗を減らす取組を推進していく。

③自動通話録音機の配布対象世帯に、高齢者と同居をしている世帯も追加することについては、実現に向 |けて検討しており、配布依頼している警察との協議を引き続き実施していく。

|④区民の安全・安心につながる取組の検討や成果を確認する場として、「地域安全活動連絡会」を設置し、 |区内の防犯関係団体に参加いただき、年2回実施している。引き続き、本連絡会を通して、安全・安心なまち づくりの実現のため、区と各地域団体及び関係行政機関と意見交換及び情報交換を図り、相互の連携強化 を図っていく。

|⑤地域安全活動の担い手の発掘・育成に向け、昨年から、地域の防犯活動の仕方や、防犯ボランティア団 体の在り方などをテーマとした防犯講演会を実施している。これまでは、自治町会とPTAを主な参加対象とし |た育成の場と捉えていたが、今後は、一般区民の参加も増やし、地域安全活動の担い手の拡大を図ってい

評価対象事務事業名 不	登校対策プロジェクト	所管課	学校教育支援担当課	
-------------	------------	-----	-----------	--

項目		答申内容
実績状況	成果	①小・中学校における不登校児童・生徒の出現率は、新型コロナウイルス感染症等の影響などにより増加傾向にある。対策として校内適応教室を順次、中学校に整備することや不登校の未然防止及び早期対応の学校向け指針となる「葛飾区不登校児童・生徒支援スタンダード」を発行するなど、子どもの社会的な自立の支援に努めていると評価できる。
	コスト	①当該事業は、不登校児童・生徒の個々の状況に応じたきめ細やかな対応が求められている。国 や東京都の補助金を積極的に活用しつつ、不登校を未然に防ぐ取組など、必要な取組には予算を 配分すべきである。
		【不登校を未然に防ぐ取組について】 ①児童・生徒が不登校になるのを未然に防ぐため、学校におけるクラスの雰囲気づくり、絆づくり等の取組が重要になる。定量的な成果指標の設定は困難と考えるが、区として不登校を未然に防止する取組を検討すべきである。
		【不登校児童・生徒に対する支援体制について】 ①不登校児童・生徒の出現率は増加傾向にあり、目標との乖離も著しい。出現率を考慮し、未設置 校への校内適応教室の整備を早く進めるべきである。
今後の		②現状で校内適応教室が未設置である学校においても、児童や生徒が安心して学校へ通うことができるように、保健室や空きスペースの活用など環境を整備すべきである。
		③義務教育を終えた子どもに対しても、社会的な自立に向けた支援を継続することが重要である。個人情報保護には配慮しつつ、高等学校や専門学校などとの情報連携を図るなど、継続的な取組を図るべきである。
方向性	性	④不登校の要因は様々であるため、区の支援制度のみならず民間の不登校支援に関する情報を 収集し、適宜提供する取組を推進すべきである。
改善		⑤社会的な自立を支援することを目的とするのならば、学校に通うことだけを成果として求めるのではなく、一人1台タブレットなどの活用により、在宅などで学校の授業を受けられる環境面や制度面の整備を進めるべきある。また、他自治体で実施しているデジタルを活用した不登校対策の取組状況を分析し、効果が見込めるようであれば、区でも参考にすべきである。
		⑥不登校児童・生徒ヘアンケートを実施し、その結果を踏まえた要因分析をすべきである。
		【他自治体との情報共有について】 ①他自治体で実施している効果的な取組を積極的に取り入れていくため、国や都へ働きかけるな どをして、不登校対策における自治体間の情報共有を密に行うべきである。
		【保護者への支援について】 ①児童・生徒の不登校により、保護者の生活環境に変化(休職や退職等)が起こることが懸念されるため、家庭への支援を関係機関と連携して実施していくべきである。
		②ふれあいスクール明石や一部の学校で独自に開催している「親の会」の取組を未開催の学校に情報提供し、全校で「親の会」を適宜、開催できるよう区から支援すべきである。

①魅力ある学校・学級づくりを推進するとともに、不登校やその傾向にある児童・生徒の状況把握を適切に行い、家庭と連携して一人一人の児童・生徒の将来に向けた社会的な自立を支援します。魅力ある学校・学級に向けた取組を推進するとともに、不登校児童・生徒に対する組織的な支援の充実を図ります。

心理的な要因等により学校に登校できない状態にある児童・生徒に対する多様な学びを実 現し、児童・生徒に必要な支援につなげられるような環境整備を行います。

総合教育センターに設置している「ふれあいスクール明石」や、学校内に設置している「校内 サポートルーム(校内適応教室)」のほか、ICT等を活用した学習支援の体制を整備します。 また、「葛飾区不登校児童・生徒支援スタンダード」を各学校で活用し、不登校児童・生徒の 支援を行います。

①令和6年度も「校内サポートルーム(校内適応教室)」については、補助金を積極的に活用し、3校の新規設置を行います。また、「ふれあいスクール明石」についても、補助金を活用し、事業を行います。

【不登校を未然に防ぐ取組について】

①日々の学校教育活動においてクラスの雰囲気づくりや絆づくりを行います。また、不登校を未然防止するための具体的な対策については、不登校対策プロジェクト検討委員会において検討を進めていきます。

【不登校児童・生徒に対する支援体制について】

①②「校内サポートルーム(校内適応教室)」は、令和8年度までに中学校全校の設置ができるよう取り組んでいきます。

③「ふれあいスクール明石」で実施している進路指導において通信制高校等と連携しています。今後は更なる情報連携を進めていきます。

|④東京都でも現在民間のフリースクールについて調査を行っています。その調査結果を踏ま |えつつ、不登校支援を行っている事業者等との連携について、検討を行います。

⑤令和5年度に発行した「葛飾区不登校児童・生徒支援スタンダード」において、ICTを利用した際の出席と評価について整理を行いました。今後は他自治体の例も参考にしつつ、デジタルを活用した支援に取り組んでいきます。

⑥現在、学習意識調査や輝くクラスづくりのためのアンケート調査を利用し、不登校になる前に一人一人の児童・生徒の見立てを行っております。不登校児童・生徒へのアンケートについては、今後、検討を行っていきます。

【他自治体との情報共有について】

①不登校対策については全国一律での基準がなく、対策についても各自治体がそれぞれに 実施しているのが現状です。また、東京都も不登校については喫緊の課題としており、様々 な補助事業を展開する予定です。今後は東京都の動向を注視しつつ、他自治体の取組について積極的に情報共有を行っていきます。

【保護者への支援について】

①支援が必要な家庭に対して、学校と家庭をつなぐスクールソーシャルワーカーを派遣し、 関連機関と連携を行っていきます。また、葛飾区児童相談所、子ども総合センター、くらしの まるごと相談課と連携し、最適な行政サービスが提供できるよう不登校児童・生徒の家庭へ ■ の支援を行っていきます。

②ふれあいスクール明石での親の会については今後も定期的に実施します。また、独自で親の会を開催している学校もあり、これらの取組を取りまとめ、各学校へ情報提供を行ってまいります。

評価対象事務事業名	空家等対策	所管課	住環境整備課	
-----------	-------	-----	--------	--

-E C		** 中中帝
項目		答申内容
実績状況	成果	①成果指標「空家等の相談等を解決した割合」について、安全確保・除却等を行った累計棟数は着実に増加しているが、相談・情報提供等のない空家等については、状況が分からず、適切な評価は困難である。
	コスト	①空家等対策をわかりやすく伝えるように、区公式ホームページの改訂や空家等を予防するための周知活動、「活用可能な空家等」と「空家等を活用したい方」をマッチングする事業等、今後、空家等を増やさない取組に対し予算を配分すべきである。
-		【条例の制定について】 ①今後、特定空家等が増加した場合には、その対策として「空家等対策の推進に関する特別措置 法」の改正内容を踏まえ、地域特性等に即した空家等対策のための条例等の制定が必要である。
		【行政代執行について】 ①特定空家等の所有者に対して、適切な管理の依頼を複数回通知しても改善が見込めない等、や むを得ない場合には躊躇なく行政代執行を検討すべきである。
今後の 方向性 ひ善	の	【空家等の利活用について】 ①民間の専門事業者との連携を一層促進させつつ、成果が出ないようであれば、他自治体で事例 のある利活用のマッチング等を参考にしていくべきである。
		【空家等の調査について】 ①国による空家等の調査は、5年に1回しかないため、区による現地調査の頻度を高める必要がある。
		②所有者はいるが、住んでいる方がいない家について、地域の実情を把握している自治町会と連携した調査を実施する等して、実態を把握すべきである。
		【空家等を予防するための啓発活動について】 ①空家等対策に係る区公式ホームページについては、他自治体を参考に、より区民にわかりやす いように改訂をすべきである。
		②高齢者への周知については、区公式ホームページ以外での方法を検討すべきである。
		③子世代に対して親世代の家が空家等になった場合に備えるために、対処法等について啓発して いくべきである。
		④家族信託、任意後見制度及び法定後見制度は、行政代執行に至る前の対策となるため、制度 の活用について周知すべきである。
		【相談体制の充実について】 ①令和5年4月から開始した相談がしやすい相談窓口の設置等の取組を踏まえ、より一層の相談 体制の充実を図るべきである。

- ①区内の建物は、国や区が5年毎に実態調査を行い、空家等か否か、外観の状態、所有者の所在、前回調査との比較を行い、現況を把握している。この調査結果の中に、「相談・情報提供等のない空家等」が含まれていることから、これらの指標への表し方について、引き続き研究を深める。
- ①今回、空き家対策の区公式ホームページについて、検索しやすいよう改善した。また、空家等を予防するための取組として、チラシやパンフレットの配布や、セミナーなどを実施した。 今後も、先進自治体の取組を参考にして、空家等を増やさない取組の強化を進める。

【条例の制定について】

①「空家等対策の推進に関する特別措置法」が令和5年12月13日に施行され、合わせてガイドラインが発出されている。今後これらを精査し、空家等対策のための条例等の制定を検討していく。なお、検討にあたっては、地域の方や学識経験者、関係行政機関等で組織した空家等対策協議会を活用していく。

【行政代執行について】

→ ①特定空家等の所有者に勧告に係る措置をとるよう命じても、何ら対応がされない場合には、空家等対策協議会に諮った上で、行政代執行を実施していく。

【空家等の利活用について】

①空家等対策に関する協定事業者や、協力事業者との連携を強化し、空家等の利活用を推進していく。令和5年度から開始したマッチング事業は、先行自治体のホームページや手法などを研究し、成果につながるよう、効果的な事業展開を行う。

【空家等の調査について】

①国は5年毎に「住宅・土地統計調査」を実施しており空き家数の推計値を公表している。そこで区は、空家等実態調査を平成30年と今年度(令和5年度)に実施している。また、この間は都度情報提供を受けながら情報の更新を行っている。

②区は、所有者調査を実施し、近隣住民からの聞き取りも行っている。また、必要に応じて自治町会やPTA等の地縁団体からの情報収集も行っている。

【空家等を予防するための啓発活動について】

①区公式ホームページの改訂を行い、空き家対策の構成を変更した。ページタイトルを「空き家対策」とした上で、5つの小項目を作成(お知らせ・イベント/空家特措法/相談・支援・マッチング/税控除/実績)し、その中にこれに連なる個別施策を掲載した。引き続き、より分かりやすい区公式ホームページを目指し随時、改訂を行っていく。

②広報かつしかでの周知と合わせ、啓発チラシを区民事務所などの窓口や協力事業者の店頭にも置くなどの検討を進める。

③空家になる前の対処法について、令和6年度にセミナーテーマ候補として検討する。合わせて区公式ホームページで具体例を示し、子世代に空家等対策の必要性を啓発していく。

④任意後見制度及び法定後見制度については、区公式ホームページや区のチラシで周知するとともに、福祉部と連携し、葛飾区社会福祉協議会で運営している「葛飾区成年後見センター」の案内も合わせて行っていく。また、家族信託はこれまでもセミナーで取り上げてはいるが、令和6年度も引き続き実施し周知に努める。

【相談体制の充実について】

・ ① 令和5年4月から「空き家等相談窓口」を設置し、電話やメールで、月平均25件の相談を受けている。また、予約制で個別相談会を開催している(区内各所で開催、1回あたり4組。これまでに7回中6回実施済)が、毎回、ほぼ満員となっている。相談者の希望があれば、相談会以降も引き続き、相談を継続することができ、必要に応じて司法書士や弁護士などにも繋げており、相談体制の強化を図っている。

評価対象事務事業名	働く世代への総合的な健康づくり支援 高齢者の保健事業【区民の総合的な健康づくり支援】	所管課	健康づくり課
-----------	---	-----	--------

項目		答申内容	
	成果	①始めたばかりの事業であり、参加者数が少ないため正確な評価が困難ではあるが、スマートフォンアプリやAIの活用、インセンティブの付与は先進的な取組であり、評価に値するとともに、今後の展開に期待する。	
実績状況 =	コスト	①予算の大半が人件費とスマートフォンアプリの構築・運営などの委託料であり、事業費削減の余地はあまりないように思われるが、単位当たりコストが高いことが課題である。このため、参加者数を増やすことにより単位当たりコストを減らしていくべきである。 ②財源として、国及び東京都の補助金を更に活用すべきである。	
		【広報の強化について】 ①事業が始まったばかりで参加者数が増えない課題について、自治町会、高齢者クラブ、法人会、商工会議所等を通じたよりきめ細やかな広報をすべきである。 ②若い世代等の健康に無関心な層への啓発として、学校、保育園及び幼稚園等を通じて保護者等に対し広報をすべきである。	
		【他部との連携について】 ①方向性が同じ又は類似する健康づくり事業については、一元的に管理すること、関係する部と連携することなどにより、効率的・効果的に実施すべきである。 ②「働く世代への総合的な健康づくり支援」の参加事業者数を増やすため、産業観光部と連携して、事業者に対する広報活動を強化するとともに、健康づくりに取り組んだ事業者を評価するなどの参加する価値を創出すべきである。 ③高齢者支援に関し知見のある福祉部と連携して事業を実施すべきである。	
		【地域及び民間事業者との連携について】 ①地域共生社会の実現のため、地域と連携した健康づくりにつながるスポーツイベントやレクリエーション等の事業を検討すべきである。 ②若い世代の健康づくり支援として、スポーツジム等の民間事業者と連携して、ポイントを付与する仕組みを検討すべきである。	
今後方向	性	【高齢者への配慮について】 ①事業に参加するための説明会の開催場所及び回数を増やすなど、高齢者の目線で参加しやすくなる方法を検討すべきである。	
改善 	<u> </u>	【事業の継続性について】 ①各年度でスマートフォンアプリの委託事業者が変更しても、参加者の健康づくりや健康状態の記録を引き継げるようにして、事業の継続性を持たせるべきである。 ②事業の継続性を高めるために、アプリの委託事業者との複数年契約を検討すべきである。	

①区民の健康寿命を延伸するため、AIを活用して一人一人の健康リスク予測シミュレーションを実施するとともに、最適な健康活動の提案、さらに成果に対しては区内で消費できるポイント等を付与するなど、楽しく健康づくりに取り組める環境を整備することで参加者数の増加に繋げる。また、区内企業の健康経営を推進するため、法人会や商工会議所等を通じた広報のほか、健康経営事業者認証制度、認証を受けた事業者向けの融資制度の新設など、新たなインセンティブを設定することにより参加事業者数の拡大を推進する。

①令和6年度のインセンティブは、令和5年度の約8倍となる13,250,000円(予算案) に拡大し、区内の約400の協賛店で使える「かつしかPAY」のポイントで付与することにより、区内消費による地域経済の活性化を図りつつ、参加者数の拡大により単位当たりコストを低減させる。

②財源として、インセンティブや融資を除く事業費を国費であるデジタル田園都市国家構想 交付金の対象とする予定であり、事業費の1/2が特定財源として見込まれる。

【広報の強化について】

①自治町会、高齢者クラブ、法人会、商工会議所等に直接、職員が赴き、事業や操作説明をするなど、きめ細やかで積極的な広報を実施する。

②若い世代等の健康に無関心な層への啓発として、学校、保育園及び幼稚園等を通じて保護者等に事業周知チラシの配布やインターネット上でのPRなど広報を強化する。

【他部との連携について】

①健康づくりに寄与する区事業については、関係する部と連携しポイント付与対象事業として一元的に管理することで、事業の重複解消等を図り、効率的・効果的な事業展開とする。

②「働く世代への総合的な健康づくり支援」の参加事業者数を増やすため、産業観光部と連携して、事業者に対する直接の広報活動を実施するとともに、健康経営に取り組む事業者を評価する認証制度や認証事業者向けの融資制度を新設するなど、参加する価値を創出する。

|③福祉部と連携し、高齢者に関する地域の関係団体等を通じて参加者の増加を図る。

【地域及び民間事業者との連携について】

①ポイント付与対象事業として各部が実施する健康づくりにつながるスポーツイベントやレクリエーション等の事業と連携することで、地域共生社会の実現を図る。

②若い世代の健康づくり支援として、民間スポーツジム等での活動に対しポイントを付与する仕組みを構築するため、スポーツジム等の民間事業者との連携に向けた取組を実施する。

【高齢者への配慮について】

◆ ①高齢者が事業に参加しやすくなるように、自治町会や高齢者クラブなどの活動の場やシニア活動支援センターなどの高齢者が集まる場に出向き、直接、事業や操作説明等を実施するなど、事業参加のための説明機会を拡大する。

【事業の継続性について】

①次期契約では、参加者の健康づくりや健康状態の記録を引き継げるように契約内容を変更し、事業に継続性を持たせるよう検討する。

②同一の事業者と複数年間契約できるように令和6年度当初予算案では債務負担行為を設定し複数年度の予算を確保することにより、事業の継続性を高め、効果的・効率的な事業展開を図る。

項目	答申内容	
	【ウェアラブル端末の購入費補助について】 ①ウェアラブル端末について、貸与だと返却した後、健康づくりの取組が継続しにくいが、購入して 返却しないのであれば、健康づくりの取組を継続しやすいと考える。そのためにウェアラブル端末 の購入費補助について検討すべきである。	
今後の 方向性	【指標の設定について】 ①どちらの事務事業とも設定されている指標では、事業を正確に評価することはできない。「健康寿命の延伸や介護予防、医療費などの社会保障給付費の適正化への寄与の度合いを示す指標」、「従業員の活力を高め、組織の活性化をもたらし、生産性の向上並びに生活習慣病の予防や重症化予防に寄与し健康寿命の延伸への寄与の度合いを示す指標」を設定すべきである。 ②参加者に健康づくりの成果としてインセンティブを付与しているのであれば、その実績を事業の成果として評価することを検討すべきである。	•
改善	【契約の適正化について】 ①コールセンターについては、必要とする人が少ない期間にも開設がされており、開設の期間については、適切に設定すべきである。 ②事業参加のための説明会については、事業開始当初のみの開催であったため、定期的に説明	ſ
	会を開催すべきである。	

【ウェアラブル端末の購入費補助について】

①ウェアラブル端末の購入費補助については、区民の健康づくりのための行動変容に及ぼす影響、目的外使用への対応、その必要性・有効性・効率性について検討する。

また、令和6年度は公共施設の複数個所に区民が誰でも自由に使用できる体組成計を設置し、自身の健康に目を向ける機会を提供する。

【指標の設定について】

①現状、区民全体に対する事業の参加者数が少なく、指標(健康寿命の延伸)に与える影響が極めて小さい。このため、まずは活動指標に設定している事業の参加者数の達成を優先的に考えている。事業を正確に評価するための成果指標の設定については、事業の参加者数の増加と合わせて引き続き、検討する。

②参加者の健康づくりの成果に対するインセンティブ付与実績は、区の予算規模に応じて上限が決まるものであるとともに、一部の方にインセンティブの付与が偏る可能性があるなど、正確に事業効果を評価できない可能性がある。ただし、参加者の拡大に向けて、新たにインセンティブを設定する際の指標としては有効であると考える。

【契約の適正化について】

①令和6年度以降は事業期間を年度で区切ることなく継続性を高めて実施する予定であり、 事業の全期間を通じてコールセンターを設ける予定である。

②職員が直接、事業参加説明会を事業開始当初に開催するとともに、途中からの参加者等に向け、定期的に説明会を実施する。併せて、広報、区ホームページに掲載し、コールセンターで案内する。